

## 中世ヨーロッパの遍歴職人制度と職人組合の問題

森 村 勝

### I ツunftの労働組織——親方・徒弟・職人

労働組織の点からみると、ヨーロッパ中世都市ツunft (手工業者団体) は、2段ないし3段の身分階層に編成されていた。初期の段階では、固有の意味の階級ではなくして、単なる身分層内での層的区画であったが、中世後期のツunftの解体期の近づくとともに、漸次身分から階級への転化のプロセスをたどり、次第に階級的区別に近づくこととなった。

その3種の身分層とは親方 Meister, 職人 Geselle, 徒弟 Lehrling の3者である。そして、この3者のあいだには、次に述べるような一定の順序があったが、この制度を称して徒弟制度 Lehrlingswesen といい、中世においては、ドイツだけでなく、フランス、イギリスなどでほとんど同様な仕組みで行われていた。

#### a) 親方 Meister, master, maitre

これは独立の手工業者であり、ツunftの成員であり、従って市民権を有するもので通常親方と呼ばれたが、単独で労働するものが多かった。時には妻子の手をかりて家族経営をやる場合があり、また助手・徒弟など被傭者を使う場合でもその数はきわめて少数であり、かつツunftにより一定の制限があったから親方はがいてかれらと並んで労働に従った。そして手工業の中核はいわゆる特殊な技能すなわち熟練にあったが、親方は一定の特殊技能を修め、その労働と技能によって生計を立てた。

手工業者は自分で顧客の家に行ってそこで仕事をする事もあったが、多くは簡単な道具を持ち、自宅で近隣の人々、顧客のためにその注文に応じて仕事をやり、またその土地の市場(週市あるいは年市)に販売するために製作した。従って、手工業者の得るところのものは、かれらの労働所得であり、その額の多寡はその作品の出来ばえによって異なるが、大体においてツunftにより公定価格が定められていた。その仕事場と住居とは同じ家であることが多く、被傭者は家族の一員として待遇され、両者のあいだには温情的家族的関係が濃厚であり、なんらの対立も存しなかった。

元来、親方たるものも通常道具と多少の原料の外、なんらの資本も持たず、住居も多く借家で、仕事場はツunftまたは他人に属することもあった。従って、手工業は経営規模が狭小で単なる手工業労働によるのを通例としたので、親方が富を造るといっても、それはかれらの労働とくに腕と信用によるもので、商人のように投機によって巨利を得ることはなかったのである。

#### b) 徒弟 Lehrling, apprentice, apprenti

中世の手工業技術は熟練を主とするものであったから、将来なんらかの手工業で身を立てようとする少年は、一定の親方のもとで一定期間見習として修業することが必要であった。そしてこの見習を徒弟という。この徒弟による手工

業技術の修得の方法は決して1人の親方の私事ではなく、ツンフトがその成員を通して行う一種の手工業教育制度で、公正な生産物の生産にたえ得る次代を養成するものに外ならなかったのである。

以上の徒弟制度の内容を概説すると、まず徒弟となろうと思うもの（普通17、8才未満の少年でかつ私生児でないことが必要であった）は、親方のところに行き、簡単なテストを受けそれに合格したものが、親方とのあいだに修業契約を結び、修業料を払うを例とした。この修業契約には、次のようなことが取決められた。

1) 修業期間、2) 毎日の労働時間、3) 夜間および日曜労働、4) 家庭の雑役、5) 修業料および徒弟の賃金、6) 補習学校や専門学校への通学、7) 修業の終了、8) 修業契約の破棄、9) 病気の場合の看護などである。こうして徒弟の採用は、多くの親方列席のうちに、ツンフト代表者のあいさつがあり、徒弟は手を打って、親方への忠実と誠意をもってかれの仕事を始め、道徳的な行動によってツンフトおよび都市社会の立派な一員となることを誓約するのが普通であった。

契約の締結（これは口答または文書でなされた）とともに徒弟の修業年限が始まり、かれは親方の家に住みこんで家族の一員として、その職業およびこれに伴う職業道徳の教育の終了するまでは、修業のかたわら、家庭のあらゆる雑務に服し、親方および職人に対しては忠実なることを必要とした。こうした徒弟は、一定の期間（おおむね8年）を忠実に勤めあげた時には、盛大な儀式を行って、卒業証書を親方から貰い、そこではじめて独立の手工業者たることが認められたのである。

c) 職人 Geselle, journeyman, compagnon

人口の都市への集中の結果、一つの都市内で

の手工業者または手工業者たろうとするものが次第に過剰になるにしたがって、ツンフトは、徒弟と親方とのあいだに、職人なる階級をはさむことによって、親方の過剰を防止し、そしてかれら親方たちの生業の安全を計ろうとした。

しかしながら、ツンフトが手工業上の事柄に関して自治権を獲得した14世紀の中期以前までは、職人という地位は徒弟から親方に至る経過的な一つの階級であって、一生を通じての固定した地位ではなかった。しかも、一般的にいうとそれはむしろ稀な現象で、徒弟は普通年期の明けると同時に、ただちに親方として独立に手工業を営むことができ、ただそのうちのごく少数のものだけが職人として他人にやとわれ、日給を支給されて労働に従ったが、かれらはまたやがては自身親方となることが可能であった。

さらに、たいいていのツンフトは遍歴職人制が採用されており、職人は数年間（3年ないし5年）旅稼ぎに出て、困難に堪えて、自分の技能をためしつづつ経験を豊富にして、また技能をいっそう錬磨する必要があった。そしてこの旅行が終ると自分の手工業の部門で得意とするもの、いわゆる親方製作Meisterstückを作りそれが親方の認定を得、また修業期間中の素行善良なる場合、初めて親方となることが許された。かくして、かれらはツンフトの完全なる成員、すなわち一家を構える独立の手工業者となり得たのであり、従ってまた都市の公民として政権に参与することを得たのである。

以上述べて来たごとく、当時は徒弟は一定の期間忠実に親方に服従して修業し、素行もまた善良なる時は職人となり、さらに親方となり、経済上の独立を得ることができた。しかもこの三者、親方、職人、徒弟はがいて同じ家居内で起居し、同じ食卓につき、親方の監護と指導のもとで秘術を教えられたためにそこには主従の身分にもとづく家族的な温情関係が支配し、

かれらの間になんらの利害の対立もなく、なんらの争議の発生する余地もなかったわけである。

しかしながら、15、6世紀ごろになると、ツンフトは外部の競争、とくに商業資本の圧迫を受けることがひどくなるにつれ、ツンフトは自己防衛に追われ、せまい門戸閉鎖を行って、独占的排他的傾向を強め、いろいろな人為的規制を定めて、新組合員の加入を困難にするようになった。かくして、親方権は世襲閥になり、ツンフトは技術の発展を助長する前向きの機関ではなくなり、親方の地位を守り、その職業を独占する特権的機関に変質した。かくして、従来の親方・職人・徒弟のあいだの温情的協調関係はゆるみだし、そのあいだに利害の背反が生じた。こうしてツンフト内部に対立関係をみることになり、ついにはそれが闘争にまで発展して行ったのである。

## II ツンフトの変質と職人組合の成立

15、6世紀に至りツンフトが外部経済とくに問屋資本の圧迫を受けることがひどくなるに伴い、ツンフトは自己防衛にもつばら専心し、門戸閉鎖を行って独占的排他的傾向を濃厚にし、種々の人為的制限を設けて、職人の親方となるのを妨げた。

その手段としては、次のごときものがある。

- 1) 入会金、登記手数料の引上げ
- 2) 高価な親方披露の義務
- 3) 「賤」民範囲の拡大 「賤」民とは、自ら賤しい職業を営んだ人々だけでなく、その子供や子孫、または賤民となんらかの血縁または婚姻関係のある人々をいうようになった。
- 4) 親方製作の高価 親方製作について高価な材料によって作るべきはもちろん、多大の時間と労力の要するもの、またまったく流行おくれで売ることのできぬ無意味な仕事を要

求した。

5) 職人期間および遍歴期間の延長 もともと職人という身分層は親方数の増加に対する一種の制限のため設けられたのであるが、ここにきてその制限的機能をますます発揮することとなった。

6) 財産証明 手工業が価格仕事に移行し、所要の原料や家屋を要するようになると、ツンフトは一定の資本の所持を求めるに至った。

7) 親方数の確定 ツンフトの経済的利害関係のため、親方数の多過ぎることを止めるため、入会拒絶によって親方数を制限しようとするものである。

このような種々の手段による親方数の制限は、親方地位の世襲的独占の傾向をもたらし、結果として、親方の子弟、または娘の養子、親方の寡婦を妻としたものだけが、ツンフト加入の優先権を持つことになった。

かくして、ツンフトにおける親方権は世襲閥となり、ツンフトは、かつてのような、粗製濫造の弊害を防いでその技術の発達を助成するための機関としてではなく、ツンフト構成員たる親方たちが、競争者を排除して職業上の独占権を守るための機関に変質して行った。

このようになると、徒弟・職人として一生涯親方となる希望を持たず、他人に従属して終生を送らざるを得ないような人々が多数生じ、ここに親方と職人との2身分層への明確な階級分化が見られることとなった。

このことは、手工業組織における親方と職人とのあいだの労働関係にも重大な影響を及ぼざるを得ない。かつてはいつかは親方となれるという確実な希望をすべての職人が持っていた限りは、親方の職人にたいする支配関係もむやみに用いられることはなかった。もしあったとしても、なおこれを忍ぶことができたが、今や職

人の地位が固定化し、終生のもとなると、職人は親方層からは完全に分離・独立し、両者のあいだにみられた家族的温情関係は崩壊し、親方の方はできるだけ給金を引下げたり、給金を貨幣で支払わず現物払いにしたり、不当な前貸などによって、職人の自由をしぼりつけ、あるいは労働時間を延長するなど種々の手段を用いて、職人の労働条件をいちじるしく不利なものとした。このような圧迫は、職人がもはや耐えることのできぬほどはげしいものとなって行った。

以上のように、手工業に従事するもののあいだで、親方と職人というはっきり別れた2つの階級が生れるようになるにつれ、職人はみずからの社会的経済的地位を守るために、親方のツンフトとは別に職人組合 (Gesellenverband, journeyman's guild, compagnonnage) なるものを結成するに至った。

職人たちは、親方とは別の礼拝堂を持ち、慶弔・起居・飲食などにおいても、親方と相分れて行うようになったが、職人はその宗教的共済的必要をみだし、また時には職業紹介の労をとるために、まずなによりも先に自分たちの組織たる組合を持つことが必要であった。しかし、親方が問屋資本の圧迫を受け、ますます職人に対する労働条件を過酷にするととも、職人組合の方もまた職人たちの経済的利益を守るための闘争機関に転化して行き、かかる闘争の必要に応じて、職人組合の組織率は15世紀に入ってから、ますます高くなって来る。

もちろん、職人組合の設立はツンフトにとって、よるべきものでなく、14世紀末15世紀初めに至るや、ツンフトの親方側は、職人が宗教、社交、共済を口実に盛んに組合を作り、しかもその実質が賃金引上げを目的とする結社であることを非難し、組合鎮圧のため種々工作を行ったが実際上それはあまり効果はなかったよ

うである。

ただし、ここで注目すべきことは、こうした職人層の要求は、親方と職人との同権を主張し、また親方と同一の名誉を認めてくれと要求するものではなく、ただかれらの要望するところは、単に親方の特権濫用によるわがままや職人に対する軽侮に対する保護手段として、特別な職人の権利と、かれらから見ると下層の労働者たる徒弟層に対する特別の身分的名誉を認めて貰うことにあった。

こうして当初にあっては、親方製作の撤廃または緩和、入会金および被露の負担の軽減などについて、少くとも親方の子弟と同等の待遇を要求したのであったが、これらは当然親方から認めらるべくもなかった。ここにおいて、職人層は本来被備者たるかれらの立場からして、とりわけ給金を高く保ち、労働時間の短縮を計り、徒弟の数を職人数に比例して定め、労働紹介を規制化することなど職人のための労働条件の改善を要求するようになって行った。

以上のように、職人組合の要求は事情によって種々異なるが、大体において終局的には職人の労働および勤務の条件の向上を求めることにあった。この目的を達成するために、職人組合は手工業者のツンフトの行政に職人代表者を参加させることに努め、以上に述べた要求を達するためしばしばストライキの手段に訴えた。

当時すでに典型的な手工業であった織物業の場合を見ると、早くも14世紀中葉の1351年にドイツのスパイエル織物ツンフトの職人が給金引上げのストライキを起しているのを見ることができが、これに引続く15、6世紀においてはほとんどすべての手工業にストライキが広がって行った。しかも、その争議は単に一都市だけに限局されなくて、多くの都市をも包含することがあったが、これには以下に述べる中世職人の遍歴職人制度が大いに与って力があつた

のである。

### III 遍歴職人制度と職人運動

職人の遍歴は、元来は親方数の増加のテンポをおくらせるために考案されたものであったが、しかしそれはやがて手工業者たるものがかならず通過すべき修業、親方になる前に必要欠くべからざる必須の義務として制度化された。

この遍歴の期間は、職種ごとに決っていたが、普通3—4年ぐらいであるが、時には7—8年のこともある。職人は、背のうを背負い、杖を持って、普通は春に遍歴の旅に出る。仕事を得たいと思った町に辿りついた職人は、同職の職人組合の「職人宿」に行く。

この職人宿は、単に職人の定宿、たまり場であるだけではない。それは職人組合そのものの組織にくみこまれた、職人組合の根幹をなす重要な要素である。遍歴する職人たちにとっては、職人宿の主人は父親、その妻は母親、その子供は兄弟である。職人宿の主人は事実上組合の一員であり、その任免は職人組合のもっとも重要な問題であった。

職人組合の本来のもっとも重要な機能は、遍歴職人のための仕事の斡旋、援助にあった。

職人組合と職人宿の相互の義務は、組合の規約に決められていた。職人は、職人宿の主人に対しては礼儀正しく、誠実でなければならないし、主人は職人たちをわが子同然に慈しまねばならなかった。主人は職人宿に職人を住ませ、食事を与え、日常の生活、それこそ下着の世話までしてやり（こうしたことは、職人宿の主人の妻の仕事であったが、彼女たちは「おふくろ」とよばれ、「おふくろ」のよび名がそのまま職人宿の呼称ともなった）、金に困った職人には組合の保証の範囲内で信用貸しもした。

職人宿には組合の書類、ラーデ（ラーデとはツフットの公式文書の容器で組合ではもっとも

重大なものである）、卒業した職人の残した卒業製作なども保管されている。職人宿は、職人たちにとってかれらの仕事のやり方を学ぶ学校でもあり、後に述べるようにストライキの場合にはその作戦本部にもなった。だが、同時に職人の失業が多くなるにつれて、職人宿は仕事にあぶれた職人のたまり場となり、酒どうさを晴らそうという職人のくだを巻く酒場ともなっていた。

職人宿に着いた職人は宿の主人と組合の世話人に挨拶をする。この職人の挨拶は一種独得のもので、それは始めは自分の身分を証明する方法の一種であったが、次第に自分たちの仲間意識を再確認するための儀礼、組合の作法通りの仁義となった。遍歴職人がこれまで遍歴して来た都市の特徴を述べ、その遍歴が事実であることが確認されると、かれは大杯で酒を振舞われ、職人の仲間入りが許される。仲間入りを終った職人には、普通当座分の生活費が渡されるか、または仕事を待てるまで職人宿で無料で食べかつ住むことが保証される。一定期日以内に仕事を得られないときには、次の遍歴地までの路銀を与えられて、仲間に見送られて旅を続けることとなる。

職人の仕事は、組合の世話役を通じて斡旋された。世話役は、職人を親方のところに伴い、話がまとまると前払された賃銀から一定の手数料を受けとる。組合によっては、そこから組合費を徴収するものもある。ただし、多くは古参の職人なる組合の世話役は、無償であり、その間かれらは仕事に就けないわけだから、これは不当の利得ではない。こうした斡旋のやり方は、職人の質を組合が保証する代りに、賃銀は組合側が決定し、不当に安い賃銀で親方が職人を雇うことを禁じるというプラスがあった。仕事を待てるその都市に留まることとなった職人は、職人宿で飲み食いをして、住込みでないとき

は職人宿で寝泊りもした。こうした場合でも、職人宿の主人は職人の財布の中味はだいたいにおいて握っていたし、つけや信用貸しが出来るとしても、借金は週ごとに精算された。

仕事についても、遍歴職人は同じ土地にながくは留まらなかった。だいたいにおいて半年か、長くて1年ぐらいすると、古い順番から次の目的地に向った。ふたたび遍歴の旅に出るとき、盛大な見送りという儀式があった。

世話役が出発する職人の杖と背のうを持ち先頭に立ち、残りのものはグラスと酒びんを持って、2列縦隊で少くとも隣の村まで送って行く。道中1人の職人が出立の歌を唱い残りのものがそれに和して大声で唱う。最後のわかれの時には、一緒に酒をのみ交わし、抱きあって別れとなる。

以上述べたように、遍歴職人への仕事の斡旋、援助は、職人組合の本来のもっとも重要な機能であった。しかしながら、親方と職人とのあいだに地位の懸隔が生じ、親方の側のツンフトと職人組合とのあいだに対立関係がはげしくなるにつれ、遍歴職人制度のかたちも変わってくる。かつては遍歴、独身、住込みを旨とした職人も、次第に定住、既婚、通いの職人になって行く。そして、職人組合は被傭者の団体として、職人の経済的利益をまもるための闘争団体になって行った。しかも、ツンフト制度の中では、職人組合は、労働力提供については決定権を握っていたため依然として強い力を持っており、親方の側はうかつに手を出せない。下手なことをすれば職人の総引き揚げが行われて、自分の首をしめることになりかねないからである。

14世紀後半にはすでに給銀引上げの問題をめぐって、ドイツのスパイエルで織物職人のあいだからストライキの勃発があったがこれは引続いてほとんどすべての都市や手工業に拡がって

いった。

ただし、こうした運動に対して、親方のツンフトもまたこれを放任したわけでもなく、集会社禁止、外出制限、酒場行きの禁止等、ストライキの防止を目的とした結社禁止令をつかってこれに対抗しようとした。しかしながら、こうした厳重な禁令にもかかわらず職人たちは、最初は教会を中心とした共済団体に據り、後には職人宿の酒場を中心とした団結を組織として勇敢にたたかった。

ところで、職人は、遍歴によって、都市に定着する親方と比べると流動的であり、個々の都市の連帯する職人団体相互のあいだの連結は緊密だった。ストライキのときにも、外部からのストライキ破りはなかった。有名な経済史家シュモラーは、こうなげいている。「しかし、職人組合の道義的または業務的立場にとっては、大多数のものが土地に定住しなかったために、逆に親方ツンフトにとって不利だった。そして、職人は軽率、無責任、高慢になり、親方に対して威力感をつのらせた。親方は土地に釘づけとなり、組合の重要事項で連絡する場合でも、他の都市の同僚と了解しあうことはいつも難しい手間がかかった。職人の方はいつでも連絡がつき、いたる処に情報をもたらした。かれらはいつも動き廻っていたから、背のうを背負って杖を持つなどは何とも思わない。争議のときには、笛やラッパを吹いて大勢でどっとくりだした。かれらはよく連絡をとりはるかに強い団体精神を持っていたから、いかなるスト破りもよせつけず、闘ってたびたび勝った。」

このように職人たちは異常な抵抗力を身につけたが、しかしながらかれらの闘争で注目すべきことはそれがツンフト制度の廃止を求めたのではなく、ツンフト制度の存在を前提として、単にかれら職人の労働条件の改善のみを求めたものであり、かつかれら職人になるべく早

く容易に親方身分になれることを求めることであった。

したがって、中世の職人組合の運動は、現代の労働組合の運動と類似しているが、本質的にはまったくそれとは異なるものである。現代の労働組合の運動は中世の職人組合の産物というよりは、やはり近代の所産なのである。

職人たちは、中世においては、結局のところ大きな効果を獲得できなかった。かれらは、各所でかれらの団体を市会に承認させ、かれらの酒場を黙認させ、かれらが特別の職人宿を設けるのを許させ、一時またツンフトの親方に対する市当局の干渉の結果、かれらの賃銀を少し引上げることに成功した。しかし、多くの場合そのような既得権は間もなく消失してしまった。いうならば、職人たちはどこにおいてもかれら

の経済状態の持続的な改善は獲得できなかったのである。

#### 主要参考文献

- 宮下孝吉著「西洋古代・中世経済史」ミネルヴァ書房  
袖木重三著「独逸経済史概説」有斐閣  
川名隆史、篠原敏昭、野村真理共著「路上の人びと——近代ヨーロッパ民衆生活史——」日本エディタースクール出版部  
伊藤栄著「西洋中世都市とギルドの研究」弘文堂  
阿部謹也著「中世を旅する人びと——ヨーロッパ庶民生活点描——」平凡社  
ルヨ・ブレンターノ著、島崎晴哉・西岡幸泰訳「現代労働組合論」日本労働協会

(もりむら まさる、本学科教授)